

2020年2月13日

株式会社ゼネテック

代表取締役社長 上野 憲二

問合せ先： 経営企画室

電話番号 03-3226-7117

URL : <https://www.genetec.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、安心・安全な社会づくりに寄与するとともに、社会の継続的発展と成長に貢献するという経営理念のもと、株主、顧客、社員をはじめとするステークホルダーの皆様に対し、経営の健全性、透明性、遵法性と公平さを確保することにあります。

この基本的な考えに基づき、当社は、経営における意思決定および業務執行の効率性・迅速性の確保、経営責任の明確化を図るとともに、コンプライアンスの確保およびリスク管理の強化を通じて、当社の企業価値の一層の増大に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

—

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
上野 憲二	653,000	43.71
上野 大輔	348,000	23.29
山田 陽國	162,000	10.84

ゼネテック従業員持株会	122,000	8.17
井上 由佳	87,000	5.82
夏野 剛	40,000	2.68
八戸 雅利	40,000	2.68
遠藤 直哉	20,000	1.34
金井 登志雄	20,000	1.34
濱登 弘一	2,000	0.13

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	

補足説明

--

3. 企業属性

上場予定市場区分	J A S D A Q
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>支配株主との取引につきましては、原則として行わない方針です。</p> <p>しかしながら、やむを得ない事情により取引を行う場合には、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意しつつ、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、適切に対応してまいります。</p>
---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—
---

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大野 貴史	公認会計士・税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大野 貴史	○	—	当社との間に特別の利害関係のない独立、中立の

			立場であるとともに、事業会社等における国内外の企画・経営に関与した実績、および公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、専門的見地からの役割も期待され、社外取締役として選任しております。また、独立役員の属性等を検討した結果、いずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
--	--	--	--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			—			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
—	—	—	—	—	—	—

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			—			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
—	—	—	—	—	—	—

補足説明

—

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>① 監査役会と会計監査人の連携状況</p> <p>監査役会は、会計監査人より品質管理体制、監査計画、職務遂行状況およびその監査結果などについて適宜報告を受け、情報や意見の交換を行っております。また、常勤監査役は会計監査人の監査の際には必要に応じて、個別の事案について情報や意見の交換を行っております。</p> <p>② 監査役会と内部監査室の連携状況</p> <p>監査役会は、内部監査室より監査計画、職務遂行状況ならびにその監査結果などについて定期および適宜に報告を受け、情報や意見の交換を行っております。</p> <p>③ 内部監査室と会計監査人の連携状況</p> <p>内部監査室は、主に会計に関する事項および内部統制に関する事項について、定期的に会計監査人との意見交換の場を設け、緊密な連携を図っております。</p> <p>④ 三者の連携状況</p> <p>監査役は、適宜に会計監査人および内部監査室との連絡会を開催する予定です。連絡会では、会計監査人、内部監査室より、それぞれの監査計画と職務の遂行状況ならびにその結果について報告を受け、相互に情報や意見の交換を実施し、連絡会の結果については監査役会で共有してまいります。</p>
---

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中 俊平	弁護士													
水谷 翠	公認会計士・税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 俊平	—	—	弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しており、培われた専門知識・経験等を当社の監査体制に活かすことが期待できるものと判断したため選任しております。
水谷 翠	—	—	公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、培われた専門知識・経験等を当社の監査体制に活かすことが期待できるものと判断したため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

役員への付与は、経営への参画意識を高め、業績の向上や企業価値の増大に貢献することを意図したものです。従業員への付与は、在籍期間、業績への貢献度や将来の期待を総合的に勘案した上で、付与対象者及び付与数を決定しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役および監査役の報酬は、社外役員を区分のうえ、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、各取締役の報酬額は、取締役会の決議により、役割、業績等を勘案のうえ決定しております。また、各監査役の報酬額は監査役会において決定されます。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役並びに社外監査役に対する取締役会に係る情報提供等のサポートは、取締役会事務局である総務人事部が行っております。取締役会の開催にあたっては、事前に議題および資料を社外取締役・社外監査役を含む全取締役、全監査役に通知し周知しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<取締役会>  
当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役

の職務の執行を監督する権限を有しており、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて随時臨時取締役会を開催しております。社外取締役には、取締役の職務の執行に対する取締役会の監督の実効性を高め、取締役会の意思決定の客観性を確保するために、当社と利益相反の生ずるおそれがなく独立性を有する1名を招聘しております。

<監査役会>

当社は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成される監査役会を設置しております。監査役は、監査役会が定めた監査方針、職務分担に従い、取締役会その他重要な会議に出席して意見を述べ、取締役の職務の執行を計画的かつ厳正に監査しております。当社では監査役会を毎月1回定期開催するほか、必要に応じて臨時に開催しており、監査方針および監査計画ならびに監査の状況および結果について適宜協議をおこなっております。

<内部監査室>

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は専任者1名で構成され、内部監査年間計画に従い、業務執行の合理性・効率性・適正性・妥当性等について当社全部門および関係会社を対象に監査しております。監査結果は、代表取締役社長に報告され、被監査部門責任者に改善事項の指摘を行い、フォローアップ監査により改善状況のモニタリングを実施しております。

<リスク管理委員会>

当社は、円滑な業務運営に向けてリスクの予防および損失の極小化をはかる「リスク管理規程」に基づきリスク管理委員会を設置し、原則四半期に1回以上、必要に応じて臨時開催することとしております。当委員会は委員長である管理部門管掌取締役の下で本部長、室長等部門責任者およびISO委員長を構成員として運営されており、リスク管理に関する方針、年度計画の策定について協議が行われ、管理状況の把握の上、必要な対策を協議し、対策を講じております。なお、当委員会では、部会として品質管理部会、情報セキュリティ管理部会を設けており、監査役がオブザーバーとして出席しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、事業の専門性に鑑み、社内取締役を中心に構成されており、これにより健全かつ効率的な事業運営を実現しております。一方で、社外取締役による経営の意思決定の客観性の確保、社外監査役を含む監査役会の経営監視機能による経営の意思決定の透明性の確保を実現しております。このような考えにもとづき、当該企業統治体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知	株主様に株主総会議案について十分な検討期間を確保していただくことがで



の早期発送	きるよう、可能な範囲で早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	弊社の決算月は3月ですので、集中日以外の開催の可能性を検討してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題であると認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題であると認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、海外投資家・機関投資家の株主比率を勘案しながら、検討してまいります。
その他	今後、当社ホームページへの招集通知の掲載を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成は今後取り組むべき課題であると認識しており、作成後は、当社ホームページへの掲載をもって公表することを検討してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題であると認識しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期並びに年度決算に係る決算説明会を開催し、当社の代表取締役社長が、決算内容のほか、今後の見通しや当社の戦略について説明を行ってまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、海外投資家・機関投資家の株主比率を勘案しながら、検討してまいります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR サイトを開設し、決算情報、適時開示情報、IR ニュース等を掲載いたします。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画室・R&D センターが担当しております。	
その他		

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダー重視の考えを「適時開示規程」を制定し、また「行動憲章」を定めて社内イントラネットに掲示するとともに、年1回開催する幹部社員会議において、繰り返し伝達と徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、「想像力・創造力・技術力を駆使して安心・安全な社会づくりに寄与すると共に、社会の継続的発展と成長に貢献する」経営理念に則って、社会に貢献することを目指します。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は「適時開示規程」を制定し、情報の公正かつ適時・適切な開示の方針を定めることにより、金融商品取引法及び東証適時開示規則等関連法令・規則を遵守するとともに、全てのステークホルダーに対し、当社への理解促進と信頼性の向上に向けた情報提供に努めてまいります。
その他	

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において以下の「内部統制システム基本方針」を決議し、当社グループの内部統制が適切に機能する体制を整備しております。

a. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、行動憲章を定め、すべての役員（取締役、監査役）および従業員（正社員、契約社員、協力会社社員その他当社の業務に従事するすべての者）が職務を執行するにあたっての基本方針とする。

ロ. 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に重要な事実を発見した場合には、ただちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。

ハ. コンプライアンス経営および法令遵守の観点から、管理部門は弁護士、公認会計士、税理士等の社外専門家の意見を適宜聴取するとともに、日常発生する諸問題に関して助言と指導を受けられる体制の構築に努める。

ニ. 当社代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、内部監査室長を監査責任者として当社グループを対象とした内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および常勤監査役ならびに関係部門に適宜報告する。

ホ. 法令違反や不正行為等の発生、またはその虞のある状況を発見した場合には、相談や通報を受け付けるグループ内部通報窓口を社外に設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

ヘ. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に基づき、有効かつ適

切な 内部統制の整備運用体制の構築に努めるとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置をおこなう。

**b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する稟議書類など取締役の職務の執行に必要な文書は、法令および社内規程に基づき書面または電磁的媒体に記録し、適切に保管管理するとともに、必要に応じて取締役および監査役が閲覧可能な状態を維持する。

ロ. 当社の業務にかかわるすべての役員・従業員が継続的な情報セキュリティ対策を推進するため、情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティマネジメントシステムの継続的な改善に取り組む。

ハ. 取締役および使用人の職務に関する文書、帳票類等については、適用のある法令および文書管理規程に基づき適切に作成、保管、管理する。

**c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

イ. リスク管理規程を定め、当社グループとして一貫した方針のもとに効率的かつ統合的なリスク管理をおこなう。

ロ. 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理をおこなう。

ハ. 管理部門は、その担当業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで具体的な対応方針および対策を決定し、リスク管理を適切におこなうとともに、担当事項に関して事業部門および子会社がおこなうリスク管理を横断的に支援する。

ニ. 事業部門および管理部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理をおこなう。

ホ. リスク管理委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社のリスク管理の実施について監督する。

**d. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制**

当社は、取締役会を原則として毎月1回開催するとともに、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令または定款に定める事項および経営上の重要事項の決定、ならびに各取締役の職務執行状況の監督等をおこなう。

**e. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

イ. 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、重要な事項については当社取締役会の承認を得るとともに、定期または臨時に内部監査をおこない、その結果を代表取締役社長に報告する。

ロ. 必要に応じて子会社に役員・社員を派遣し、経営の健全化、業務の効率化に努める。

**f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会の同意を得て補助使用人を置く。

**g. 前項の使用人の取締役からの独立および監査役の当該使用人に対する指示の実行性確保に関する**

事項

- イ. 補助使用人は、監査役会の指揮命令に従い、その職務の遂行にあたる。
  - ロ. 補助使用人に対する人事異動・人事評価・懲戒処分等については、監査役会の同意を得る。
- h. 監査役への報告に関する事項
- イ. 当社は、監査役からの要請がある場合には、ただちに関係書類・資料等を提出する。
  - ロ. 当社グループの役員および従業員は、監査役から職務執行に関する事項について報告を求められたときは、的確かつ速やかに対応する。
  - ハ. 内部監査室長は、内部監査、内部統制評価、その他当社グループにおけるコンプライアンス上の重要な情報について、遅滞なく常勤監査役に報告する。
- i. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告をおこなった当社グループの従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを禁止するとともに、その旨を当社グループの従業員に周知徹底する。
- j. 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
- イ. 当社は、監査役の通常の業務執行の範囲で生じる費用に関して予算を計上し、経費支出をおこなう。
  - ロ. 前号以外で、監査役がその職務の執行について当社に費用の前払いまたは償還等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。
- k. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
- イ. 内部監査室長は、各事業年度の内部監査計画について常勤監査役と協議するとともに、内部監査結果等について協議および意見交換するなど密接な情報交換および連携をはかる。
  - ロ. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他外部専門家を独自に起用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「就業規則」第13条（服務規律）第24号において、また「反社会的勢力対策規程」第2条（基本方針）において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを定めております。また、子会社につきましても「就業規則」第13条（服務規律）第23号において同内容を定めており、その整備状況は以下のとおりであります。

①社内規程の整備の状況

当社は、上記の通り、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策規程」を制定し、第5条（反社会的勢力との関係の遮断）において反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

②対応統括部署および不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を総務人事部と定めるとともに、統括責任者として総務人事部長を選任しております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備し、関係遮断に努めております。

### ③ 反社会的勢力の排除方法

#### a. 取引先について

##### (a) 新規取引先について

原則として、取引開始前にコンプライアンスチェック（日経テレコン）を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査します。取引開始時には、各種契約書等に「反社会的勢力との関係がないこと」および「関係を持った場合」の具体的な対応方法について「反社会的勢力対策規程」にて明記することとしております。

##### (b) 既存取引先について

通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、定期的に調査・確認を実施しております。

(c) 反社会的勢力と関係が有すると判明した場合や疑いが生じた場合、取引開始前にあたっては取引謝絶など、取引開始後にあたっては契約解除などの措置を講じて、速やかに取引関係を解消する体制をとることとしております。

#### b. 株主について

第三者割当など当社の意思を反映し得る場合は、事前に調査を行い、反社会的勢力を排除することとしております。また、上場後においても、一定の範囲の大株主等を調査対象とし注意を払ってまいります。

#### c. 役員について

社外招聘者を含め取締役候補者または監査役候補者等とする場合は、事前に調査を行い、反社会的勢力関係者の排除に努めております。また、取締役および監査役から反社会的勢力と一切関わりのない旨の誓約書を徴求しております。

#### d. 従業員について

従業員については、採用に当たって一定の注意を払うとともに反社会的勢力と一切関わりのない旨の誓約書を徴求しております。これは、中途採用についても同様の取扱いをしております。

### ④外部の専門機関との連携状況

当社は、定期的な警察署への訪問、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターへ加盟し、外部講習会・セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

### ⑤反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を収集し、情報の収集・管理を一元化しております。

### ⑥研修活動の実施状況

当社は、定期的に役員および全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に

向けた体制整備を図っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

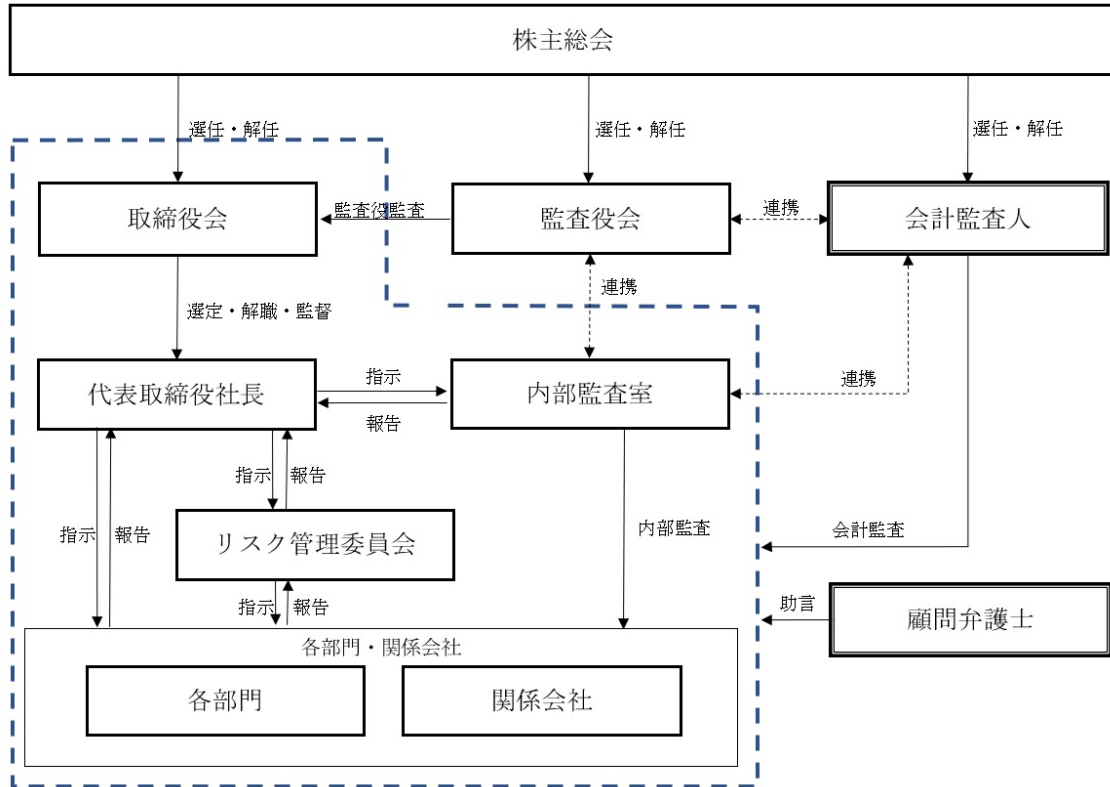
買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

—

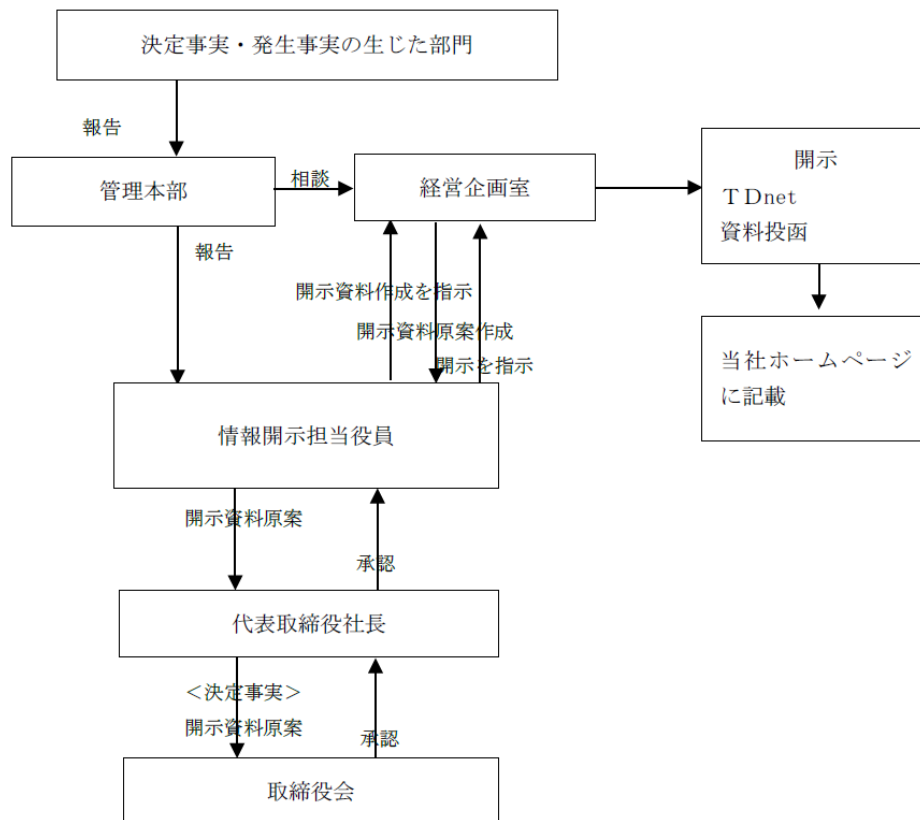
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



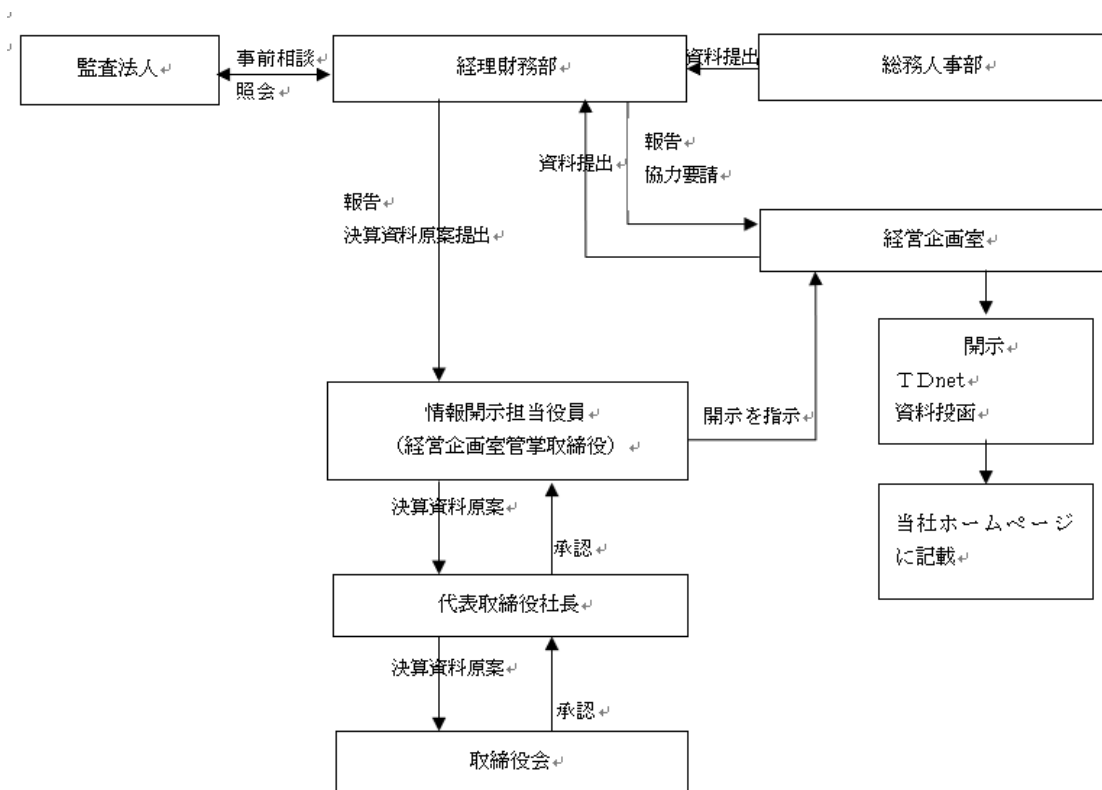
【適時開示体制の概要（模式図）】

< 決定事実・発生事実 >





<決算に関する情報>



以上